

静岡県の災害対策本部室（施設見学）

平成23年7月13日（水） 静岡県庁災害対策本部室見学
午前9時30分から午前10時00分

静岡県の概要（平成23年7月1日現在）

人口3,752,360人・世帯135世帯・面積7,780km²であり、日本のほぼ中央に位置し、太平洋に面して東西に155km・南北に118kmと南は約500kmの海岸線と北は3,000m級の山岳地帯からなる。

*施設の概要と対策本部の構成について

県庁別館に災害対策本部施設として、静岡県危機管理センターを常設している。東側に意思決定エリアがあり知事、副知事、関係部長、ライフライン職員や報道関係者が集まり、AV操作卓には沢山のモニター画像が設置され県内全域の被害を迅速に把握するため各所にモニターを設置し発災時、幹部の状況判断に必要な映像が映し出され意思決定を迅速に行えるシステムとなっている。また後部に対策立案、支援エリアがあり県職員が集まる。その他通信統制室、ヘリコプターテレビ電送システム県庁統制局設備もあり、また支援グループとして海保・海自・陸自・県警なども設置している。

西側には情報収集エリア、分析エリアが設置され市町や出先4カ所の危機管理局（西部危機管理局・中部危機管理局・東部危機管理局・賀茂危機管理局）の情報収集を行う。

各管理局では、地域支援課が日頃の図上訓練や研修なども行う。

また総合情報ネットワークシステムがあり、本部の情報が通信衛星や無線中継所を使って県下に通信網が広がっている。

危機管理部は防災局から危機管理局になり平成22年4月から危機管理部となる。以前は地震、風水害、浜岡原発など対応していたが、危機管理全般に対応したほうがいいという判断から、国民保護計画の関係で、北朝鮮の問題、感染症新型インフルの問題などこちらが取りまとめとなり対応している。

24時間365日の危機管理体制を執り、危機管理部長が危機管理監となり全ての危機情報を把握する。（もしもの場合は知事、副知事に代わって指揮も執る）

夜間、休日も防災専門員を庁舎に常駐させ何かあれば職員に連絡が入る。幹部は輪番制で365日執行体制を確保する。

対策本部の下に対策会議というのを設け危機管理の担当官が少人数で情報を集め迅速に意思決定する組織もある。

県は発災時の市町の要望、要請、被害情報を受けどう支援するか対応し市は市民、自治地区の情報状況を吸い上げ判断する。

*訓練の実施（23年度予定）

全職員参集訓練	4月の人事異動に対応し持ち場の再確認をする。
風水害訓練	5月中旬に台風など風水害を想定
津波避難訓練	7月2日に予定していたが、東日本大震災の教訓から5月2日に実施
総合防災訓練	8月末に東海地震を想定し国、県、市町村、防災関係機関、自主防災組織が連携した訓練
大規模事故等対応訓練	10月中旬予定でコンビナート災害対応
地域防災訓練	12月4日の地域防災の日に突発地震を想定し行う
特定型実践訓練	テーマを設け7月医療救護・8月緊急輸送路・11月緊急物資と分けて行う。
地震オペレーション2012	1月に全県統一で大規模図上訓練
山静神合同訓練	2月に山梨、静岡、神奈川の3県合同地震等想定訓練
国民保護訓練	3月本部運営に関する手続き、手順の確認を主体とする図上訓練

*今後の課題

津波対策は進めているが不十分な面があり、特に沿岸部のカメラが少なく

5月、6月の補正予算で増設し市町から要請があれば補助を出し、国交省のカメラからの情報も提供していただく。また液状化対策はほとんど出来ていない。

静岡県地震防災センター

平成23年7月13日（水） 午前10時30分から正午

*設置の目的

(1) 平常時

- ・地震防災に関する知識と対策について県民への啓発
- ・自主防災活動の活性化の支援
- ・県、市町、防災関係機関等の職員に対する研修
- ・地震対策資料の収集と県民への情報発信

(2) 災害時

- ・県災害対策本部の後方支援基地
(宿泊施設：簡易ベッド100台、風呂場設置)

*施設概要

- ・開館月日 平成元年4月20日
(平成15年1月14日リニューアル)
- ・建物構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建
- ・面積 建築面積1,323㎡(延床面積3,059㎡)
敷地面積5,023㎡
- ・総建設事業費 約11億83百万円
- ・地震防災ライブラリー
図書約9,000冊、ビデオ・CD60本、
パネル28セット、防災すごろく1セット
- ・体験施設 津波コーナーの映像装置 3次元の地震体験コーナー
- ・展示コーナー
住宅の耐震補強工法や防災ベッド及び第3次被害想定映像情報
- ・その他 外国語看板設置・パンフレット(7ヶ国分)
インターネットによる防災情報の発信
(平成22年度年間1,192,432件・日3,267件)
体験学習(展示・体験・講和)
インストラクターが案内し、東海地震のしくみや被害想定、
木造住宅の耐震化、家具等の固定や備蓄品等の家庭内対策、
自主防災組織の地震防災対策など、映像や模型等を用いた
展示施設と体験学習(地震の揺れ、津波、消火)

・来館者の内訳（平成22年度）

全体で40,941人となり内訳は個人が6,825人で17%・団体が34,116人で83%であった。団体の内訳としては、事業所28%、学校等25%、婦人会等19%自主防18%、行政等10%となり事業所関係の関心が高い。また海外からの来館者では中国が教育旅行として最も多い。

参考に本年4月、5月の来館者は3月11日の東日本大震災の関係から12,700人で対前年比2.7倍に増加し特に個人の来館者が7.8倍となり、3月に「TSUNAMIシアター」がリニューアルされたことも一因であり津波に関する関心が高まっている。

静岡県災害対策本部室・防災センターに関する所感

当県の場合対策本部は県庁にあり、現在（仮称）危機管理センターを検討中だということである。

静岡県の災害対策本部室の立派な設備には驚かされた。近々の状況から考えると取り組みに差異はあると思うが、県としての災害発生時の市町の被害報告状況を受け、いかに要望、要請に対応できるかがポイントとなる十分な設備である。

静岡県でも「東海地震対策」「地震防災ガイドブック」「自主防初動チェックリスト」などの冊子を発行し広く県民に広報している。

風水害や地震、特に沿岸での津波に関する監視状況は東日本大震災の教訓から津波避難に関する設備や指導體制が強化されていることが伺える。本市の場合琵琶湖の津波は考えにくいらしいが、断層にずれが生じた場合などすべてを予見し水害に備える必要もあると考えられる。

今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、今までの概念を一掃し行政、市民が一体となり防災に対して取り組み直す必要があると痛感した。

また静岡市、静岡県の説明に対し、各議員から質問があり防災に対する関心度が伺われた。

防災センターに関しては、シアターは効果的で解りやすく、体験コーナーや建築物の耐震補強コーナー自主防災組織コーナーなど充実したセンターである。

当県においても防災センターは必要だとは思ふ。しかし滋賀県が計画中とのことだが建築費や設備、設備の更新などを考えると、京都市防災センターが近くにあるため、利用させていただくのも方法だと考える。

大津市議会行政視察での質問に対する静岡市・静岡県の回答

Q 1 津波は6メートルを想定しているという説明があったが、過去の経験からか？

A 1 過去の津波の高さを想定し、沿岸地域の防潮堤などを造っている。しかしどれくらい強固なものかわからないのでこれも当てにならない。万里の長城を持っているから訓練をやらなくてもいいというものではない。建物、海上構造物は当てにならないが全てがだめではなく、これがあったので助かったという例もある。やはり災害は過去の状況を検証していく必要がある。

Q 2 自主防災組織のマンション対応と消防団との関わり合いはどうか？

A 1 マンションも自主防災に加入していただく、特に大きいマンションならその1つが自治会組織となる。ただ賃貸マンションの場合は単身者が多く加入していただけない方もいるので、マンションを建設するとき建設会社と地元自治会が必ず話し合いをして加入いただけるようお願いをしている。

消防団は課題が多く、日頃の活動と災害時における消防団のあり方や入団してくれる人が少なく高齢化している。

現職の消防職員は日頃の支援はするが、12月に行われる自主防災訓練にはほとんど協力や支援をしない。なぜなら災害発生時消防署の職員がその場所に駆けつけることができるかどうか判らないので、そのような訓練は自分たちで実施してもらい消防団が主になるように指導している。

Q 3 危機管理監が災害発生時で緊急な時は知事、副知事に代わって関係部局の指揮をとると説明されたが、公的な裏付けか職務代理者という条例はあるのか？

A 3 「危機管理監が知事の職務代理者となる」ような直接的な記述はない。上司の命令を受けて、危機管理に関する事務を統括するということで、本部長の代理として位置付けられ、迅速な危機管理対応ができ

るという趣旨になっているものである。

Q 4 県、市町と横の連携はあるのか、また主に行う分野は何か？

A 4 市町と県は役割の違いがあり、市町は市民、自治会、地区の情報を収集し市が判断する。県は市町の要請を受けいかに市を支援するか調整をする。

Q 5 国の防災計画の見直しがあると思うが、東海地震が来ると云われているが、県としての見直しはどうか？

A 5 10年前に第3次地震被害想定をもっているが、先の東北の想定外の地震があったので見直しをしないとイケないという意識はある。

今までは東海地震単独で起きるといわれていたが、東海、東南海、南海を含めた二連動、三連動の地震が発生する可能性もあるということで、国が今年か来年に検討するということである。

その検討の状況を見て第3次地震被害想定を見直す必要があり、今は県としては動きにくく、県民、市民から津波に関しても今までの1.5倍、2倍に見直したほうが良いといわれるが、科学的裏付け根拠があるようで、国が想定し県、市と段階的に行う予定である。

Q 6 液状化現象についての対策はどうか？

A 6 液状化対策は難しくほとんど出来ていない。市町はハザードマップで液状化の危険度や軟弱地盤を紹介している。今回の千葉県浦安で起きた現象は本県でも起きる可能性があるが防ぐ手段がないので、宅地開発の段階で建設業者と打ち合わせはしている。

Q 7 扇状地になっている場所があるがどういう対策をしているか？

A 7 沼津などは幅が狭ましく、津波から避難しなければいけないが、急傾斜地や背面がありどうするかが課題である。急傾斜地を手当てし高台として階段などを付けハード面の整備を進めている。

Q 8 原発の対策についてはどうか？

A 8 浜岡原発は菅首相からの停止命令であり、知事は止めることまでは考えていなかったようだ。しかし今は安全性が確認できない限り再稼働はしないということである。代替エネルギーとして太陽光、風力、伊豆の温泉地熱発電など新エネルギーがあるが、本県は進んでいないので研究しなくてはならないと考えている。

Q 9 仙台空港は大変だったが、静岡空港は大丈夫か？

A 9 静岡空港は高台にあり災害時は大切な拠点になると考えているが、ただ手前に自衛隊の静浜基地があり、海に近いため津波を心配している。